

**令和6年 第9回**

**甲斐市農業委員会議事録**

**令和6年9月30日**

1 日 時 令和6年9月30日(月) 午後3時00分～

2 場 所 甲斐市役所本館3階 大会議室

3 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第21号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件  
報告第22号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件  
議案第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件  
議案第35号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認の件

4 欠席委員 なし

5 議事録署名委員 13番 石川委員、 14番 飯塚委員

6 職務のために会議に出席した者の職氏名  
農業委員会事務局長 小宮山 佳浩  
農業委員会事務局庶務係 窪田 友昭  
農業委員会事務局庶務係 小宮山 貴之  
農業委員会事務局庶務係 河野 慎

7 閉 会： 午後3時40分

【事務局長】

それでは、はじめにあいさつを交わして始めたいと思います。  
ご起立をお願い致します。

相互に礼。

ご着席ください。

それでは令和6年第9回の農業委員会総会を開催致します。  
会長よりご挨拶をいただき、議事進行につきましてもよろしくお願ひ  
します。

【議長（会長）】

（あいさつ）

本日の出席委員は「15人」です。定足数に達しておりますので、ただ  
ちに会議を開きます。

（日程第1 議事録  
署名委員の指名）

【議長】

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名人は、「13番石川委員 と 14番飯塚委員」を指  
名致します。

（日程第2 会期の  
決定）

【議長】

日程第2、会期の決定を致します。  
本総会の会期は、本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ございませ  
んか。

（異議なしの声）

異議ありませんので、本日1日と決定致します。  
それでは議事に移ります。

（日程第3 議事）  
（報告第21号）

【議長】

「報告第21号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件」  
を上程致します。  
事務局に 番号9番 の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 1 ページをお願いします。

はい、議長

資料 1 ページをお願いします。

農地法施行令第 3 条第 1 項の規定により転用の届出がありました。

甲斐市農業委員会 事務専決規程 第 3 条により専決処分をしましたので報告します。

番号 9 番 地図公図は 1 ページ、2 ページになります。

竜王●●、面積 561 m<sup>2</sup>を甲斐市●●の●●夫さんが共同住宅建築のための転用の届出が出ています。隣接の宅地と一体で開発します。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

----- この案件は報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

【議長】

それでは次の議事に移ります。

「報告第 22 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の件」を上程致します。

事務局に 番号 32 番 から 33 番の説明を求めます。

(報告第 22 号)

【事務局】

はい、議長

資料 2 ページをお願いします。

農地法施行令 第 10 条第 1 項の規定により農地転用の届出がありました。

甲斐市農業委員会 事務専決規定 第 3 条により専決処分をしましたので報告します。

番号 32 番 地図公図は 3 ページ、4 ページになります。

篠原●●、面積 629 m<sup>2</sup>を財務省関東財務局から笛吹市●●の●●さんに払い下げにより資材置場にするための転用の届出が出ています。隣接の宅地と一体で利用します。

続きまして

番号 33 番 地図公図は 5 ページ、6 ページになります。

島上条●●、面積 266 m<sup>2</sup>を甲斐市●●の●●さんほか共有者1名から甲斐市●●の●●さんに、使用貸借により自己用住宅建築のための転用の届出が出ています。

この土地は、すでに駐車場として使用されていたので、始末書添付の上追認案件となります。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

【●●委員】 32 番の案件で、譲渡人が財務省になっていますが、これは国有地か何かであったのか、若しくは競売で処理された物件なのか。

【事務局】 相続税の物納です。

【議長】 他に質問ございませんか。

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

(議案第 34 号)

【議長】 それでは次の議案に移ります。

「議案第 34 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件」を上程致します。

事務局に 番号 27 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長

資料 3 ページをお願いします。

番号 27 番、地図公図は 7 ページ、8 ページになります。

龍地●●面積 623 m<sup>2</sup>を甲斐市●●の●●から甲斐市●●の●●さんに使用貸借により共同住宅建築のための転用の許可申請が提出されました。

申請地は住宅等が連坦する地域の第3種農地です。

隣接の宅地 346.98 m<sup>2</sup>と一体利用します。

建築予定面積は 273.33 m<sup>2</sup>の3階建てで、18 台分の駐車場を整備する計画です。

汚水は公共下水道に放流、雨水については地下浸透とし超過分は北側の道路側溝に放流する計画です。

資金証明、事業計画書、土地利用計画図等の添付書類から問題ないと考えられます。

モニターの写真は北西側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を ●番 ●●委員 お願いします。

【●●委員】 この土地は平成7年に会社から資材置き場の申請があったようですがそれをしないで利用していたようです。

この度、●●さんに譲渡してアパートを建築するようですので、ご審議よろしくをお願いします。

【議長】 次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】 現地なんですけど、双葉サービスエリアの近くにありまして、側道になります。

回りが住宅地でありますので、問題ないと思いますのでよろしくご審議をお願いいたします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 27 番 を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして事務局に 番号 28 番 の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長

番号 28 番、地図公図は 9 ページ、10 ページになります。

篠原●●ほか1筆、合計面積 1378 m<sup>2</sup>を甲斐市●●の●●さんから甲府市●●の●●に所有権移転により建売分譲 5 区画に するための転用の許可申請が提出されました。

申請地は官公庁の庁舎から300m以内の区域の第3種農地です。

隣接の山林地目の土地 1701 m<sup>2</sup>と一体で開発し、全体の区画は 11 区画となります。

開発地内には幅員6mの新設道路を設置します。

1 区画の面積は 217.08 m<sup>2</sup>～241.67 m<sup>2</sup>で建築予定面積は 66.24 m<sup>2</sup>～67.07 m<sup>2</sup>の 2 階建ての計画です。

汚水については公共下水道に放流、雨水については地下浸透とし超過分は新設道路側溝に放流する計画です。

資金証明、事業計画書、土地利用計画図等の添付書類から問題ないと考えられます。

モニターの写真は北側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を ●番 ●●委員 お願いします。

【●●委員】 場所は庁舎のすぐ西側になりまして、農地としては非常の優良な場所で大変残念ですが、開発ということで、私と同じ名字ですが何も関係はありませんが、親が亡くなって土地を売りたいということで、私としては残念ですが、計画書を見させていただきましたが、すぐ近くの水路への排水関係なども問題ないと思います。

奥の方も一体で開発するようですので、特に問題ないと思います。

ただ、良い農地が無くなるのは残念ではありますが、内容に不備はないので問題ありません。

【議長】 次に ●●推進委員 に意見を求めます。

【●●推進委員】 調査当日は都合で立会いできなかったもので、後で単独で現地を調査しました。

申請地については、北側の道路に上下水道も入っております。

造成で雨水排水を作るようですが、南側に用水路もありますし、特に問題ないと考えられます。以上です。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 28 番 を許可相当とすることにご異議ございませんか。

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

次の議案に移ります。

「議案第 35 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認の件」を上程致します。

事務局に 利用権設定の 番号 46 番 の説明を求めます。

(議案第 35 号)

はい、議長

【事務局】

資料4ページをお願いします。農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定です

番号 46 番、地図公図は 11 ページ、12 ページになります。

大埜●●、面積 3553 m<sup>2</sup>を甲斐市●●の●●さんが甲斐市●●の●●に畑を 15 年間、新規に貸し付ける計画が提出されました。

果樹の栽培を予定しています。賃借料は 10aあたり●●円です。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

ほんのうちりようしゅうせきけいかく

質問がないようですので、本農地利用集積計画を承認することに決定致します。

以上で、本日の審議はすべて終了致しました。

午後 3 時 40 分

\_\_\_\_\_